

日本の若者が 外国の戦争で 命の奪い合いをすることを 絶対に繰り返してはなりません



— しかし それが現実になろうとしています —

戦前の学校では、多くの教師が、子どもたちに向かって「『お国』のために命を投げ出すことが国民の使命だ」と教え、多くの若者を戦場に送って、命を失わせました。

日本が起こした戦争は、決して「自存自衛」のための戦争—外国の侵略から日本を守るための戦争—ではなく、領土拡張・資源強奪のための侵略戦争でした。

アジア・太平洋戦争における犠牲者は、日本人約310万人・アジアを中心とした外国人約2000万人にも達しました。

その反省に立ち、日本国憲法は第9条で「戦争の放棄」「戦力の不保持」を定めました。

私たち高教組も、「教え子を再び戦場に送らない」と心に誓って、平和を守る活動をしてきました。

しかし安倍内閣は、平和を願う国民の努力を踏みにじり、日本を再び戦争する国にするために、憲法の解釈を勝手に変えてしまいました。それが「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定です。

日本の若者を再び戦場に送り出すことなど、絶対に繰り返してはならない—高教組はそう考えます。

(写真：1943年10月に行われた「出陣学徒壮行会」。多くの若者が学業を中断させられ、戦場に送られて、貴重な命を落としました。)

「集団的自衛権」 みなさんも一緒に考えてください！

兵庫県高等学校教職員組合(高教組) 高教組は、兵庫県の県立・市立高校と特別支援学校の教職員でつくる労働組合です
神戸市中央区北長狭通5-2-10 / TEL：078-341-6745 / HP：「兵庫高教組」検索 → HSTU【TOP】 of 兵庫県高等学校教職員組合

学習資料

集団的自衛権とは？

集団的自衛権についてまとめました。みなさんも自分たちで調べてみてください。そして、新聞やニュースに注目し、友だちや家族と話し合ってください。

Q1 集団的自衛権とは何？

A 海外で起こった他国の戦争に参加することです

政府は、「自分の国が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃されたときに武力で反撃する権利」と説明しています。「自衛」と名がついていますが、本当は、自国と直接関係のない戦争に参加することなのです。

Q2 日本は集団的自衛権を認めていたの？

A 「憲法上許されない」という立場でした

歴代政府は、憲法第9条のもとで許される自衛権の行使は、「我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」であり、集団的自衛権の行使は「その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との立場をとり続けてきました。

Q3 憲法第9条とは？

A 「戦争をしない」・「軍隊を持たない」ことを定めています

日本は、自らが起こした侵略戦争の反省のもとに、日本国憲法第9条で「戦争の放棄」・「戦力の不保持」を定めました。

憲法前文には、「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…」と書かれています。

Q4 憲法第9条はどんな役割を果たしてきた？

A 戦後1人の戦死者も出ませんでした

例えば、アメリカに求められて自衛隊を派遣したアフガニスタン戦争（2001年）やイラク戦争（2003年）では、憲法第9条によって「戦闘地域に行ってはならない」「武力行使をしてはならない」という厳重な歯止めがかけられ、1人の戦死者も出ませんでした。

憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(右)「あたらしい憲法のはなし」(1947年 文部省)のさし絵。戦車や大砲などを「戦争放棄」の釜で溶かし、電車・船舶・消防車といった国民生活のためのものが作られています



(ドイツは、アフガニスタン戦争に後方支援(直接戦闘に加わらない)として派兵しましたが、戦闘に巻き込まれ、50人以上の戦死者を出しました。)

Q5 安倍内閣は何を決めたの？

A 「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定しました

多くの国民の反対の声を無視して安倍内閣が2014年7月1日に強行した閣議決定は、「我が国の存立が脅かされる場合などという、あいまいな基準をもとにした政府の判断で、自衛隊を戦地に派兵し、戦争に参加するというものです。また政府は、「日米同盟に深刻な影響を与える場合」も行使の要件になる可能性が高いと言っています。つまりこの閣議決定は、イラク戦争のような戦争に参加し、アメリカ軍といっしょに戦争することに大きな目的があるのです。

Q6 高教組はどう考える？

A 平和憲法を守り、外交努力を尽くすことが必要です

安倍首相が言う「積極的平和主義」は、武力で他国を抑え込むことによって日本の平和を維持しようとするものです。そうではなく、憲法第9条の精神を世界に発信し、他国と紛争が起こっても話し合いを重ねて解決しようと誠実に努力することが必要です。それこそが、「国際社会で名誉ある地位を占める」(憲法前文)ことだと、高教組は考えます。